

平成30年7月豪雨 被災者支援制度・相談窓口一覧

平成30年7月豪雨で被害を受けられた市民の方への支援制度と問合せ窓口の一覧です。
手続きや内容などでご不明な点がございましたら、各制度の担当課までお問い合わせ下さい。

※網掛け欄の赤字の箇所が前回更新分からの変更箇所

【呉市の被災者支援制度一覧】

区分	No.	支援制度等	制度の概要	受付・担当課 電話番号	受付・開設 時間	備考
相談 全般	1	被災者の生活上の相談 受付	被災者の方の生活上の相談（生活再 建、住まい、ごみ、給水、道路・交通な ど）の受付や被災者支援に関する情報提 供を行います。	被災者支援窓口 (0823)25-2830	8:30～17:15	※土日祝日を除く。
住まい	2	被災した宅地崖の復旧 工事に関する相談	被災した宅地崖の復旧工事に関する相 談窓口です。	都市計画課 (0823)25-3369	8:30～17:15	※土日祝日を除く。
外国人	3	日本語で話ができない 人の相談窓口	日本語で話ができない外国の方からの 相談窓口です。	国際交流センター (0823)25-5604	9:00～18:00	※祝日を除く。 ※土日は10:00～18:00
				東部地区外国人 総合相談窓口 (0823)76-3370	9:00～17:00	※水・日・祝日を除く。 ※土日は10:00～18:00
証明	4	罹災証明書交付申請受 付	罹災証明書を無料で発行します。 【受付場所】 ・収納課（本庁舎3階） ・各市民センター 【交付場所】 収納課（本庁舎3階）・各市民セン ター（※郵送対応可）	収納課 (0823)25-3199	8:30～17:15	※調査・整理が完了したものから随時発行 します。 ※被災状況が確認できる写真をお持ちの方 は、罹災証明書の発行が早まる場合があり ます。 （写真） ・家屋等の損壊状況、土砂の流入等、浸水 の深さ、サッシ・窓・壁等の破損状況が分 かるもの ・所有者が分かるよう表札を含めて撮影し たもの
減免	5	税証明手数料の免除	災害用慰金、災害障害見舞金の給付申 請の手續に所得・課税証明書が必要な場 合に、交付手数料を免除します。	市民税課 (0823)25-3193	8:30～17:15	災害により亡くなられた方（災害関連死 であると認められた方を含む。）のご遺族 に交付する所得・課税証明書（平成30年 の所得に係る「令和元年度の所得・課税証 明書」について令和8年3月31日まで交 付可能）
	6	住民票等交付手数料の 免除	被災に係る融資、公営住宅入居手續等 に必要な住民票等の交付手数料を免除 （コンビニでの交付は除く。）します。	市民窓口課 (0823)25-3161	8:30～17:15	【対象となる証明書】 (1)住民票・戸籍の附票の写し (2)住民票記載事項証明書 (3)身分証明書 (4)印鑑登録証明書 ※罹災証明書の提示が必要です。
	7	マイナンバーカードの 再交付手数料の免除	災害によりマイナンバーカードを紛失 し、消失し、または著しく損傷した場合 の再交付手数料を免除します。			※罹災証明書の提示が必要です。
	8	斎場使用料の免除	災害により亡くなられた方に対する斎 場使用料を免除します。	環境政策課 (0823)25-3298	8:30～17:15	
	9	消防関係手数料の免除	災害により被害を受けた危険物施設を 現状復旧する場合、設置・変更許可申請 等の手数料を免除します。	消防局予防課 (0823)26-0323	8:30～17:15	
見舞金 等	10	災害弔慰金	【対象】 亡くなられた方（関連死と認められた 場合も含む）のご遺族 【給付額】 生計維持者の死亡：500万円 その他の者の死亡：250万円	福祉保健課 (0823)25-3265 (0823)25-3103	8:30～17:15	【受付場所】 福祉保健課（本庁舎3階） 各市民センター 【手續に必要なもの】 被災状況や申請内容により、必要書類が 異なります。 （例）罹災証明書等
	11	災害障害見舞金	【対象】 心身に重度の障害を受けた方（労災1 級相当） 【給付額】 生計維持者の障害：250万円 その他の者の障害：125万円			

区分	No.	支援制度等	制度の概要	受付・担当課 電話番号	受付・開設 時間	備考
見舞金等	12	呉市災害見舞金	【対象】 住家に被害を受けた世帯、1か月以上の入院治療を要する重傷を負った方 【給付額】 全壊・流失：6万円／半壊：4万円／床上浸水：2万円／重傷者：3万円	福祉保健課 (0823)25-3265 (0823)25-3103	8:30～17:15	【受付場所】 福祉保健課（本庁舎3階） 各市民センター 【手続に必要なもの】 被災状況や申請内容により、必要書類が異なります。 （例）罹災証明書等
	13	広島県災害見舞金	【対象】 住家に被害を受けた世帯 【金額】 全壊：30万円／半壊：10万円			
	14	災害見舞金（社会福祉協議会）	【対象】 住家に被害を受けた世帯、お亡くなりになられた方のご遺族等 【給付額】 全壊：1世帯1万円／半壊：1世帯5,000円／死亡：1万円 【その他】手続不要	社会福祉協議会 (0823)25-3509	8:30～17:15	
融資・貸付	15	災害復興住宅資金（住宅金融支援機構）	災害により被害が生じた住宅の所有者等を対象に、住宅の建設、購入、補修等の資金を融資します（住宅や敷地の面積等で要件あり。） 固定金利（猶予期間中の金利引下げあり） 【申込受付期限】 令和7年8月31日	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353	9:00～17:00	※祝日、年末年始を除く。 ※罹災証明書の提出等条件あり
	16	生活福祉資金の貸付	①災害を受けたことにより臨時に必要な費用を貸付け（低所得者世帯、障害者世帯等が対象。貸付限度額：150万円。貸付利子：（保証人有り）無利子・（保証人無し）1.5%。災害援護資金貸付制度の対象者を除く。） ②災害により被害を受けた住宅の補修・保全等に必要な経費を貸付け（低所得者世帯、障害者世帯等が対象。貸付限度額：250万円。貸付利子：（保証人有り）無利子・（保証人無し）1.5%。災害援護資金貸付制度の対象者を除く。）	社会福祉協議会 0823-69-3323	8:30～17:15	【受付場所】 福祉会館1階 社会福祉協議会内